日本医療検査科学会会員が国際学会で発表する際の交通・宿泊費学術支援 募集要項

趣旨

一般社団法人 日本医療検査科学会（以下 本学会）は、本学会会員が国際学会で一般演題の発表機会を得た時に、その渡航にあたっての支援を積極的に行い、本学会会員の専門性の向上、知識・技能の高度化に貢献するために、本学会会員が国際学会で発表する際の交通・宿泊費学術支援（以下 本学術支援）を行う。

規程

第 1 条

本学術支援は「日本医療検査科学会学会会員が国際学会で発表する際の交通・宿泊費学術支援」と称する

第 2 条

本学術支援は、国際学会における独創性や挑戦性のある研究内容の発表により、臨床検査領域での専門性の向上、知識・技能の高度化に大きく貢献した本学会会員に授与するものとする

第 3 条

- 本学術支援の支給額は本学術支援規程に従って、本学会の会計よりこれに充てる
- 支給額の合計は（人数によらず）原則として 100 万円以内とする
- 交通費・宿泊費詳細については、日本医療検査科学会会員が国際学会で発表する際の交通・宿泊費学術支援規定に記載する

第 4 条

本学術支援は、理事長より授与され、授与された本学会会員は学術大会時に発表内容と発表した国際学会の情報を報告することとする

第 5 条

- 本学術支援の対象となる者は、本学会会員（入会 3 年以上）かつ応募時の事業年度末（3 月 31 日）時点で満 45 歳未満の者とする
- 応募期間は、前期を 3 月 1 日から 3 月 31 日まで、後期を 9 月 1 日から 9 月 30 日とし、発表する国際学会は応募期間の翌年度内とする
- 多くの会員に助成の機会を得ていただくために、助成対象者の 2 年連続の申請は不可とする

第 6 条

- 申請書と申請書の正式な提出期限は本学会のホームページに掲載する。
- 理事長は、理事の中から、国際学会学術支援審査委員長を指名し、評議員の中から若干名の委員を指名する
- 提出された申請書は、国際学会学術支援審査委員会で審査され、その結果に基づき、理事会において授与について決定される
- 検討内容としては、対象の規定に沿っているか、国際学会に相応しい研究発表であるか、独創性や挑戦性のある研究内容であるかという点である。
- 他の国際学会で既に発表したものと同じ内容の発表は検討対象としない。
- 国際学会に応募した抄録（採否未決定も可能）を申請書と同時に提出し、応募した抄録の採否も報告する。
- 最終的に応募した抄録が採用されず、発表不可になった場合には学術支援は取り消しとなる

第 7 条

審査後に、他の国際学会で既に発表したものと同じ内容と判明した場合、抄録の不採用を適切に報告しなかった場合、など不正が判明した場合には授与を取り消し、全額返金を申しつける

第 8 条

本学術支援に関する事務局は、本学会事務局とする

第 9 条

本募集要項と規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする

附則

1. 国際学会参加後に、参加証・参加費のコピー、航空券の半券のコピー、発表演題のプログラムのコピー、宿泊領収書のコピーを国際学会終了後 1 ヶ月以内に提出する
2. 助成対象者は国際学会終了後の年次大会での国際セッションで国際学会での講演を発表する（講演抄録も登録する）

本募集要項と規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する

日本医療検査科学会会員が国際学会で発表する際の交通・宿泊費学術支援規程

一般社団法人 日本医療検査科学会は、本学会会員が国際学会で発表する機会を得た時に、その渡航にあたっての支援を積極的に行い、本学会会員の専門性の向上、知識・技能の高度化に貢献する。

交通宿泊費

旅費

地域で規定する（別表）

宿泊費

一泊 20,000 円を上限として、学会参加が可能な範囲で支給

（ただし､最長でも学会開始前日のチェックインから学会終了翌日のチェックアウトまでとする）

（日毎の宿泊費が記載された領収書の提出を必須とする）

- （別表）旅費の支援金額

地域	旅費
中国	75,000 円
台湾・韓国	50,000 円
東南アジア	100,000 円
オセアニア	100,000 円
上記以外	200,000 円

令和 8 年 4 月 1 日　初版